

令和6年金沢港クルーズ船寄港時における物販出店取扱要領

1 目的

金沢港におけるクルーズ船寄港時に実施する、おもてなし事業の一環とした県産品等の物販を通じて、乗員・乗客をはじめとした利用者の利便性や満足度の向上を図ることで、金沢港へのクルーズ船寄港の促進につなげる。

2 事業委託者及び事業受託者

(1) 事業委託者

一般社団法人 金沢港振興協会

(2) 事業受託者（物販主催）

株式会社 ケイ・シイ・エス

3 出店要件等

(1) 出店者資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ① 石川県内に本店、支店、営業所等を有する事業者であること。
- ② 県税について未納がないこと。
- ③ 営業に関し許可・認可を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- ④ クルーズ船寄港時のおもてなし活動としての目的に賛同し、積極的に運営協力できる者であること。
- ⑤ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

(2) 販売品目

次の各号のいずれにも該当するものとする。

なお、販売品目は事業受託者との協議の上、販売を認めないことがある。

- ① 石川県で生産・加工された品目を主とし、その他、乗客・乗員のニーズに合った品目であること。
- ② 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない品目であること。
- ③ 法令等に違反しない品目であること。
- ④ 公序良俗に反しない品目であること。
- ⑤ 出店者の責任において生産又は販売する品目であること。
- ⑥ 危険物や破損品でないこと。腐敗又は悪臭の恐れのない品目であること。
- ⑦ 検疫、防疫及びクルーズ船側の規制等により、船内に持ち込めない品目でないこと。

※販売できない品目の例

生物（動物、昆虫類等）、違法コピー商品（ブランド偽造品、複製品等）、危険物

(火薬、爆発物、灯油、モデルガン等)

4 出店登録手続き

令和6年に出店を希望する場合は、下記の書類を提出して下さい。

(出店者の登録は、一般社団法人 金沢港振興協会が行います。)

【申込期間】

随時受付します。（受付後、審査・登録手続きに14日程度必要になります。）

【申込先】

〒920-0332 金沢市無量寺町リ 65 金沢港クルーズターミナル 3階

一般社団法人 金沢港振興協会

【提出書類】

(1) 別記第1号様式 「金沢港クルーズ船寄港時における物販出店登録申込書」

(2) 別記第2号様式 「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」

【出店者の登録】

出店登録希望者からの申請があった場合、「3 出店要件等」に基づいて選定します。

※必要に応じて面接をお願いする場合があります。

また、出店の可否は、別記第3号様式「金沢港クルーズ船寄港時における物販出店選定結果について」にて通知します。

5 出店場所及び出店料等

(1) 出店場所

クルーズ船が寄港した金沢港クルーズターミナル内、大浜埠頭内、戸水埠頭内及び御供田埠頭内における、事業受託者の指定したエリア内。

※エリア内における各出店者の出店場所は、事業受託者に一任いただきます。

※事業受託者は会場管理者・消防署による指導・命令があった場合には、その会場レイアウトを変更します。

※車輌駐車場所は事業受託者の指示に従ってください。

(2) 出店可能スペース及び貸与品

①出店可能スペース：1ブース 8m²程度 (4m×2m)

※物販スペースの状況により変わります。

②貸与品：机4台 (L=180cm、W=60cm、H=70cm)、折りたたみイス2脚

※貸与品を汚損した場合には弁償等を求める場合があります。

(3) 出店料

無料

6 出店調整等

(1) 出店意向の確認

事業受託者は、出店登録者に対して、各クルーズ船寄港時の出店意向の確認を行います。

(2) 出店者の決定

事業受託者は、前項の出店意向に基づき、各クルーズ船寄港時の出店者を決定します。ただし、出店希望者が多い場合等、ご希望に添えない場合があります。

7 留意事項

(1) 出店内容

クルーズ船歓送迎の趣旨にふさわしい内容とし、「3 出店要件等」のとおり、販売品目等は予め事業受託者の許可を受けてください。

(2) 権利譲渡

出店者を含む企業・団体は与えられたブースの権利を事業委託者及び事業受託者の許可なく第三者に譲渡できません。

(3) 物販の中止・中断による損害

寄港の中止・中断を含め、天災、地変、その他不可抗力を原因とした物販の中止又は中断によって生じた出店者及び関係者のいかなる損害についても、事業委託者及び事業受託者は責任を負いません。

(4) 苦情・補償・損害賠償

出店者は、お客様や他の出店者など、他者との間に生じた苦情・補償や、事業委託者や事業受託者など、他者に与えた損害については、出店者が自らの責任において、一切を解決しなければなりません。

(5) 事件・事故・けが・火災等

出店場所において発生した事件・事故・けが・火災等事案に関してはすべて出店者が責任を負うものとします。

(6) 出店物・場所の管理及び販売

出店場所の管理、展示物、商品の管理は出店者が行います。また、盗難、天災、火災等不可抗力による損害について事業委託者及び事業受託者は責任を負いません。

(7) 設営撤収時間

設営開始時間は事業受託者の指定する時間を厳守し、撤収完了時間はクルーズ船出港から30分以内とします。

(8) 売上報告

出店者は売上点数と売上額を事業受託者へ、原則、出店当日に報告するものとします。

(9) 販売従事者報告

出店場所が大浜埠頭内、戸水埠頭内及び御供田埠頭の場合、その都度販売従事者の氏名等を指定の様式（別記第4号様式「制限区域立入者名簿」）により、事業受託者へ事前に報告してください。報告が無い方は、埠頭内への立ち入りはできません。

(10) 出店の停止、取り消し

出店者について、次に該当する事由が生じたときは、事業受託者は出店者に対して出店を停止することができます。また、事業委託者は出店者に対して登録を取り消すことがあります。

① 出店者が、この留意事項に違反し、または事業委託者及び事業受託者の指導を遵守しないとき

② 出店者が、事業委託者及び事業受託者の信用または名誉を著しく損なう言動・行為をしたとき

事業委託者及び事業受託者が上記規定に基づき出店を禁止したときは、出店者はいかなる損害の賠償も求めることはできません。

(11) 秘密保持義務

出店者は、業務を遂行するにあたって知り得た業務内容や営業秘密等について、いかなる場合であっても、第三者に漏洩することはできません。

(12) その他

① 事業委託者及び事業受託者の都合により、この規約を変更することがあります。

② 本要領に記載されていない事項が発生した場合は、事業委託者及び事業受託者、出店者が互いに真摯に協議し、合意に向けて努力するものとします。